

西東京市
ごみ集積所跡地売払い案内書

令和8年10月

みどり環境部 資源循環推進課

西東京市ごみ集積所跡地売り払い案内書

西東京市が所有するごみ集積所跡地(以下「跡地」といいます。)を売却するにあたり、購入を希望する方に売払いの概要について説明いたします。購入を希望する方は、次の各事項をご確認の上、みどり環境部資源循環推進課まで相談にお越しください(要事前連絡)。

1 売却する跡地について

売却する跡地は、市が所有する跡地のうち、①から③までのどちらにも該当しないものです。

- ①公園等公共施設に隣接している跡地
- ②現在もごみ集積所として使用している跡地
- ③道路予定地となっている跡地

購入を希望する跡地が売却対象となるかご不明の場合は、資源循環推進課までお問い合わせください。

2 跡地を購入することができる方

跡地を購入できる方は、購入を希望する跡地に隣接する土地の所有権を有している個人または法人のみです。隣接する土地の所有者等が2名以上いる場合は別紙同意書に全ての土地所有者等の同意を取って下さい。

3 跡地の売却予定価格について

跡地の売却予定価格は、以下の算式により計算します。また、個々の売却価格については、購入の相談時などにおおよその金額をお伝えすることも可能です。

(跡地の売却予定価格)

売却予定価格＝固定資産税路線価×地積×減価率×時点修正率×0.5(ブロック塀等撤去費用相当額)

※売却予定価格の算定において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

4 購入のために必要な書類および申請書

跡地の購入を希望される場合の必要な主な提出書類は以下のとおりです。

・ 必要書類

①西東京市所有集積所売払い申請書（記入済のもの）・・・1通

②同意書・・・必要部数

③跡地に隣接する土地の所有者であることがわかる書類（例：登記事項証明書 など）・・・1通

【個人の場合】

④購入希望者の身分証明書（運転免許証等）・・・1通

【法人の場合】

④登記事項証明書（現在事項証明書）（写し可）・・・1通

売り払い手続きの流れ

○購入に向けた 相談申込

お電話で相談にお越しいただく日をお申し込みください。みどり環境部資源循環推進課（泉町 3-12-35 エコプラザ西東京 2 階）で相談をお受けいたします。

午前 9 時から午後 5 時まで

（正午から午後 1 時を除く）

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

※電 話：042-438-4043

※メール shigen@city.nishitokyo.lg.jp

○購入希望の相談、 申請書の提出

相談の際には、購入希望があったごみ集積所跡地が売却可能な場所であるか、必要な書類は何か、売却金額はどの程度になるか、その他費用がどの程度かかるかお知らせいたします。

その後、購入希望の意思に変更がなければ、売り払いを受けるための申請書を提出していただきます。

必要書類をご準備の上、みどり環境部資源循環推進課にご提出ください。

<必要書類（例）>

- ・西東京市所有集積所売払い申請書
- ・ごみ集積所跡地に隣接する土地の所有者であることがわかる書類（登記事項証明書など）
- ・同意書
- ・購入を希望する方の身分証明書（運転免許証など） ほか

○契約における 事前説明

みどり環境部資源循環推進課で売払いが決定した場合、都市基盤部用地課で契約締結前に事前説明を行います。

説明の際に、契約締結日、契約時に必要となる書類、収入印紙の金額などをお知らせいたします。

契約締結日は、別途ご連絡いたします。

また、事前説明時には、ご印鑑（認印）をご持参ください。

○契約締結

契約当日は、事前説明の時に、お伝えした印鑑証明書や住民票のほか、契約書に貼付する収入印紙ならびに登録免許税に伴う収入印紙を別々に用意してください。

また、必ずご印鑑（実印）をご持参ください。契約書類や所有権移転に必要な書類を作成いたします。

契約当日、契約代金をお支払いする納付書をお渡しします。

お支払いは庁舎公金窓口、または各金融機関の窓口にてお願いします。

お支払いが確認（領収書の写し及び収入票）できましたら、都市基盤部用地課にて登記所へ書類を提出します。

○嘱託登記

所有権移転登記には、概ね1か月の時間を要します。

所有権移転登記が完了したら、「登記識別情報通知」が発行されます。

その書類を、受領していただき受領書をいただき終了になります。

（問い合わせ先）

みどり環境部 資源循環推進課

住 所 西東京市泉町 3-12-35 エコプラザ西東京 2階

電 話 042-438-4043

メール shigen@city.nishitokyo.lg.jp